

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年9月4日 11時15分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市宇久島南岸 相瀬灯台から真方位063° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 14.7′ 東経129° 07.1′）
事故の概要	遊漁船STATUSは、東進中、宇久島南岸の岩場に乗り揚げた。 STATUSは、舵の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 STATUS、6.2トン NS2-10817（漁船登録番号）、株式会社谷口製作所 13.60m（Lr）×2.72m×0.84m、FRP ディーゼル機関、368kW、平成28年5月 第293-40735号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 42歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年5月31日 免許証交付日 令和元年9月26日 （令和6年11月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	舵及び推進器翼に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、令和2年9月4日05時40分ごろ宇久島周辺の釣り場に向けて長崎県長崎市長崎港を出港した。 船長は、宇久島南東方沖の黒母瀬付近、次いで同島北東方沖の古志岐島付近で釣りを行った後、10時15分ごろ宇久島南西方沖の釣り場に移動し、釣りを行っていったところ、釣果がなかったので、再度黒母瀬付近に移動することとし、10時45分ごろ同釣り場を出発した。

	<p>船長は、操舵室の背もたれ付きの椅子に腰を掛け、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、佐世保市寺島と長崎県小値賀町納島との中間より少し北方に針路を定めた後、手動操舵から自動操舵に切り換えて約22ノットの対地速力で本船を東進させた。</p> <p>船長は、周囲に他船がなく、海上も穏やかであり、寺島と納島との間を通過する頃眠気を催したものの、間もなくして右舷前方に相瀬を視認し、もう少しで相瀬北方沖の変針予定場所に達するので変針しようと思い、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、宇久島南方沖を東進中、変針予定場所を通過してそのまま航行を続け、11時15分ごろ宇久島南岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で目を覚まし、主機を停止して周囲を確認したところ、本船が乗り揚げていることが分かり、釣り客に怪我がないことを確認した後、釣り客と一緒に岩場を下り、地元の漁業協同組合の知人に携帯電話で救助を求め、同漁業協同組合担当者が118番通報した。</p> <p>釣り客は、岩場から上陸した後、地元住民の車で宇久島のフェリー乗り場に向かって帰路につき、船長は、事故発生場所で、昼過ぎに到着した海上保安庁の調査を受けた。</p> <p>本船は、夕方、陸上のクレーン車で付近の野原に陸揚げされ、後日、最寄りの造船所の船舶により同造船所にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、ふだん、宇久島周辺で遊漁を行っており、本事故時、慣れた海域を航行していたが、数か月間、悩み事で熟睡できない状態が続いており、睡眠不足の状態であった。</p> <p>船長は、ふだん、眠気を感じたときには、立って身体を動かすなどしていたが、本事故時、眠気を感じた際、間もなく変針することで身体を動かすので、それまでに居眠りすることはないと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、宇久島南方沖を自動操舵で東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して宇久島南岸に向かって航行を続けたことから、同岸の岩場に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、周囲に他船がなく海上が穏やかであったこと、及び睡眠不足の状態であったことから、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宇久島南方沖を自動操舵で東進中、単独で操船</p>

	中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して宇久島南岸に向かって航行を続けたため、同岸の岩場に乗り揚げたものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、眠気を感じた場合、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けず、速やかに立って身体を動かすなど居眠り運航の防止措置を採ること。</li><li>・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

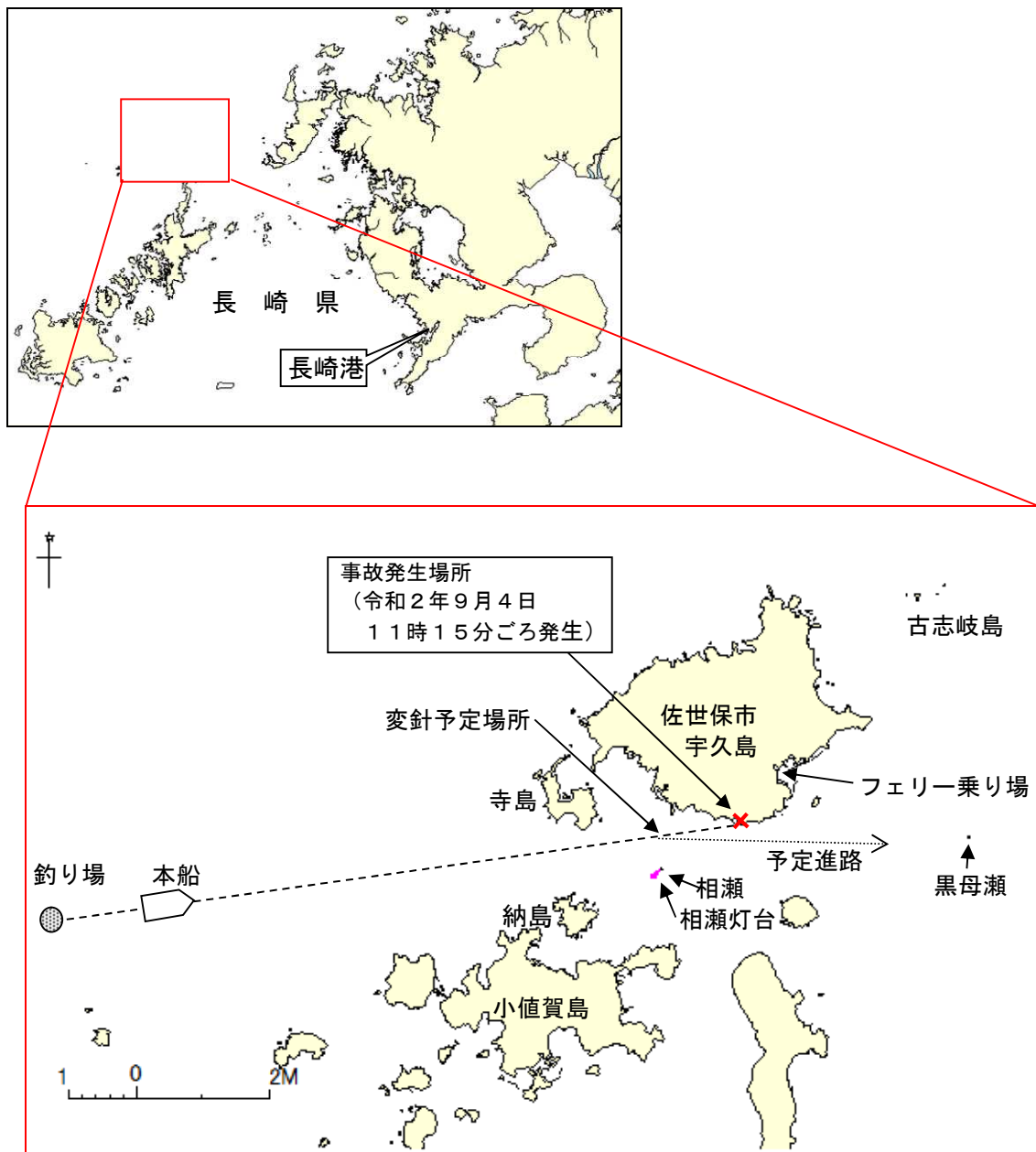


写真1 本船

